

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：香川県
農業委員会名：小豆島町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	489
自給的農家数	349
販売農家数	140
主業農家数	29
準主業農家数	19
副業的農家数	92

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	207
女性	84
40代以下	18

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	26
基本構想水準到達者	15
認定新規就農者	11
農業参入法人	10
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	106	199				305
経営耕地面積	39	106	19	87	-	145
遊休農地面積	22	94				116
農地台帳面積	155	731		0	0	886

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	7
女性	—	0
40代以下	—	1
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	9	9	2

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積 305 ha	これまでの集積面積 92 ha	集積率 30.1% %
課 領	農業従事者の減少、高齢化等による遊休農地の増加が懸念される。農地の有効利用を行うため、担い手を育成、確保し、農地中間管理事業を活用しつつ農地の集積を図っていく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 97 ha (うち新規集積面積 5 ha)
	目標設定の考え方: 町の基本構想をもとに、昨年度までの実績を踏まえて目標設定
活動計画	農地利用状況調査の情報を関係機関に提供する。 農地の出し手の情報を随時、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農地集積専門員に提供し、担い手への斡旋に努める。 12月に農地利用意向調査の情報を香川県農地機構へ提供する。

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	3 経営体	4 経営体	2 経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	2.0 ha	0.4 ha	0.3 ha
課 領	島嶼部であるため、まとまった農地が少なく新規参入者の農地確保が難しい。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積 1.5 ha
活動計画	8月頃に実施する農地利用状況調査の際に、優良空き農地の情報を収集し、新規参入の相談があつた際に斡旋する。 農業委員及び農地利用最適化推進委員に新規参入者の情報を随時提供し、農地の斡旋等の相談活動を実施する。	

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 421 ha	遊休農地面積(B) 116.1 ha	割合(B/A×100) 27.6% %
課 題	遊休農地となる恐れのある農地を担い手へ集積することが必要である。 荒廃農地等利活用促進事業などを活用し、遊休農地の解消を推進する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5.0 ha		
	目標設定の考え方：農地等の利用の最適化に関する指針を基に目標設定		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	23人	8月～9月	10月～11月
	調査方法	調査区域を旧大字単位に区切り、担当の調査員を決めて調査道路等からの目視による巡回調査を順次実施 遊休化、解消、違反転用等の状況をタブレット端末を用いて記録	
農地の利用状況調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
農地の利用意向調査	11月～1月	2月～3月	
その他	荒廃農地等利活用促進事業を推進し、担い手への集積につなげる。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 305 ha	違反転用面積(B) 1.6 ha
課 題	管内には地元農業者の目が行き届かないところが多くあることから、違反転用の発見は遅れがちになる可能性がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	8月頃に行う農地利用状況調査の際に併せて、違反転用の調査を行う。 各月の申請案件の現地調査の際に、周辺状況の調査を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入